

「電気通信事業法第30条第1項の規定に基づく禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者(移動通信分野における市場支配的な電気通信事業者)の指定に当たっての基本的考え方」

平成24年 4月27日
総 務 省

電気通信事業法第30条第1項に基づく「指定」は、

- ① 第二種指定電気通信設備を設置している電気通信事業者について、
- ② 当該電気通信事業者の最近1年間における収益の額の市場に占める割合(以下「市場シェア」という。)が25%を超えている場合において、
- ③ 市場シェアの推移その他の事情を勘案して行われる。

従って、市場シェアが25%を割り込むなど上記①又は②の条件を満たさなくなれば、指定は解除される。

「その他の事情」としては、当該電気通信事業者の市場シェアの推移に加えて、市場シェアの順位、競争事業者との市場シェアの格差及びこれらの変化の程度を中心に勘案する。

具体的には、以下のような基本的考え方に沿って制度を運用する。

【基本的考え方】

- ① 当該電気通信事業者が一定期間継続して40%を超える高い市場シェアを有する場合には、市場支配力が推定されることから、下記③で説明する諸要因を勘案した結果、特段の事情が認められない限り指定する。
- ② 一定期間継続して25%を超え40%以下の市場シェアを有する電気通信事業者が存在する場合において、
 - ア 当該電気通信事業者の市場シェアが1位である場合、当該市場シェアの水準及び下記③で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。
 - イ 当該電気通信事業者の市場シェアが2位以下である場合、市場シェアの順位が1位の電気通信事業者との市場シェアの格差が小さく、かつ、下記③で説明する諸要因を勘案した結果、特に市場支配力が推定される場合に限り指定する。

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで25%を下回る市場シェアを有する電気通信事業者が、一時的に25%を上回る市場シェアを有するに至った場合においては、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、25%を上回る市場シェアを有する電気通信事業者について、短期間に急激に市場シェアが低下している場合や数年間にわたり市場シェアが相当程度低下している場合においても、暫くはその推移等を見守ることとし、直ちに指定せず、又は指定を解除する。

③ 上記①及び②の考え方を基本とするが、その際には、例えば以下のような当該電気通信事業者の総合的な事業能力を測定するための諸要因も踏まえ、総合的に判断する。

- ・ 事業規模（資本金、収益、従業員数）
- ・ 市場への影響力、ブランド力
- ・ 製品・サービスの多様性
- ・ 潜在的な競争の不在
- ・ 技術上の優位性・卓越性
- ・ 需要及び供給の代替性、価格の弾力性
- ・ サービスや端末等の販売・流通における優位性
- ・ 共同支配

ただし、制度上、市場シェアに基づく市場支配力の有無の判断は、各電気通信事業者の業務区域を基本として行われることから、当該電気通信事業者の総合的な事業能力についても、当該業務区域に即して判断する。